



佐賀県公報

平成16年
4月23日
(金曜日)
第12446号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 特定第二号漁業者の同意の適合 (三二三・生産者支援課) 一
- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (三二四・畜産課) 一
- 字の区域の変更 (三二五・市町村課) 二
- 建設業の営業停止処分 (建設・技術課) 二
- 兵庫北土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (まちづくり推進課) 三
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 () 四

○告示

●佐賀県告示第三百二十三号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があった旨の届出は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区	域	区	分
唐津市第四区域(唐津市漁業協同組合の地区のうち旧唐房漁業協同組合の地区)		小型機船底びき網漁業(えび漕網漁業)	

●佐賀県告示第三百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成十六年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の目的

牛のブルセラ病及び結核病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生予防並びにブルータンク、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域(牛のブルセラ病及び結核病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町村)

三 実施の期日

平成十六年五月六日から平成十七年三月三十一日までの間(一に掲げる発生予防のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬)において、家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛(生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認められたものを除く。)	血清学的検査(急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法)及び疫学的検査
結核病検査	〃	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査

馬伝染性貧血検査	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認めた馬	血清学的検査 (寒天ゲル内沈降反応法)、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査 (急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査
ブルータンク検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)
アカバネ病検査	"	臨床検査及び血清学的検査(中和試験)
チウザン病検査	"	"
アイノウイルス感染症検査	"	"
イバラキ病検査	"	"
牛流行熱検査	"	"

五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町村長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

●佐賀県告示第三百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によ

り、上峰町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。

平成十六年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上	編入する区域
-------------	----	--------

大字堤字二本松	大字堤字三本松三三二一 _一 及び三三二一 _四 大字堤字一本黒木三九六三 _一 、三九六五 _一 、三九六五 _五 から三九六五 _九 まで、三九六六 _一 から三九六六 _四 まで、三九六七 _一 、三九六八 _一 から三九六八 _三 まで、三九六九 _一 、三九七〇 _一 、三九七一 _一 、三九七二 _一 、三九七三 _一 、三九七三 _二 、三九七三 _三 、三九七三 _四 、三九七四 _一 、三九七五 _一 、三九七五 _{第二} 及び三九七五 _九
---------	--

大字堤字三本松	大字堤字四本松三三七九 _三 及び三三七九 _四 並びにこれらに伴う水路の区域
---------	---

大字堤字三本柳	大字堤字四本松三四二五 _{第一} 、三四二五 _{第二} 及び三四二六並びにこれらに伴う水路の区域
---------	--

大字堤字三本黒木	大字堤字三本柳三八二九 _一
----------	--------------------------

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年4月23日

佐賀県知事 古川 康

<p>1 処分をした年月日 平成16年 4月19日</p> <p>2 処分を受けた者の商号 株式会社コーケン富士</p> <p>3 主たる営業所の所在地 佐賀県佐賀郡富士町大字内野313番地 4</p> <p>4 代表者の氏名 百武 義揮</p> <p>5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可 (般-15) 第9223号</p> <p>6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づき営業停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>(注3) 「民間工事」とは、上記 (注2) 以外の建設工事をいう。</p> <p>(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p> <p>(2) 期 間</p> <p>平成16年 4月26日から平成16年 5月10日までの15日間</p> <p>7 処分の原因となった事実</p> <p>株式会社コーケン富士は、富士町が発注した「平成14年度国補住第2号町営住宅古湯受託本村団地 3LDK棟建築工事 (平成14年10月10日から平成15</p>	<p>年 2月28日までの工期) に関し、平成14年10月 1日から平成15年 5月31日までの間、当該工事に配置する技術者がいないにもかかわらず受注し、建設業法第22条第1項に違反して一括して株式会社コーケンに請け負わせ、当該工事の施工に関し実質的な関与をしなかった。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。</p> <p>建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>平成16年 4月23日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 処分をした年月日 平成16年 4月19日</p> <p>2 処分を受けた者の商号 株式会社コーケン</p> <p>3 主たる営業所の所在地 佐賀県東松浦郡蔵木町大字瀬戸木場272番地</p> <p>4 代表者の氏名 百武 義幸</p> <p>5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可 (般-14) 第9006号</p> <p>6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づき営業停止</p> <p>(1) 停止を命ずる営業の範囲</p> <p>建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの</p> <p>(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接建築一式工事を請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。</p> <p>(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定</p>
--	---

する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成16年4月26日から平成16年5月10日までの15日間

7 処分の原因となった事実

株式会社コーケン(株)は、富士町が発注した「平成14年度国補住第2号町営住宅古湯住宅本村団地3LDK棟建築工事(平成14年10月10日から平成15年2月28日までの工期)」に関し、建設業法第22条第1項に違反して一括して株式会社コーケン富士から当該工事を請け負い施工した。
このことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。
平成16年4月23日

1 組合の名称 佐賀県知事 古 川 康

兵庫北土地区画整理組合

2 事務所所在地

佐賀市兵庫町大字藤木15番地1

3 設立認可年月日

平成10年10月16日

4 事業施行期間

平成10年10月16日から平成25年3月31日まで

5 変更認可の年月日

平成16年4月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成16年4月23日

平成16年4月23日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画公園 2・2・4 桜町公園

2 縦覧場所

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古 川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)